

日本スポーツ振興センターへの申請手続きの流れ

学校管理下でケガをした場合

《学校管理下とは》

- ・授業中や部活動
- ・通学路を登下校している場合 等



学校管理下での災害(負傷・疾病等)は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』による給付が行われますので、本制度へ加入されている場合は優先活用していただき、小児特別医療費助成制度は、使用しないでください!

学校等で申請書類を受け取り、
医療機関を受診します。

《医療機関等へ提出する書類》

医療等の状況、調剤報酬明細書 等



総医療費が、

5,000円未満の場合、
小児特別医療費の対象となります。

総医療費が、**5,000円以上**の場合、災
害共済給付の対象になります。

治療計画に変更があった場合など、
総医療費が5,000円未満に収ま
った場合、小児特別医療費の対象とな
ります。

保険診療の自己負担分(通常3割)を医
療機関窓口で支払い、学校等へ提出す
る証明書類等を受け取ります。



領収書をお住いの市町村へ提出し、
払い戻し手続きを行います。

受診後、証明書類等を学校等へ提出します。
(受診した月から2年間提出されなかった場合は、
時効により給付が受けられなくなります)

日本スポーツ振興センターでの審査後、
「自己負担額(通常3割)＋「見舞金
(医療費の1割)」が保護者へ給付されます。
※診療開始から、最長10年間が給付対象
となります。



(お問い合わせ先)

【小児特別医療費に関すること】

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

(0857-26-7572)

または、お住いの市町村担当まで



【災害共済給付制度に関すること】

鳥取緑風高等学校 0857-37-3100

保健担当 養護教諭 坪内

振込担当 事務主事 田島